

鳥取縣公報

條 例

昭和二十三年八月十日

火曜日

第千九百三十三號

◆鳥取縣條例第五十五號

風俗營業取締法施行條例を次のように定める。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西尾愛治

風俗營業取締法施行條例

第一章 通則

第一條 風俗營業取締法(以下單に法という)第一條各

号のその營業内客により左の通り區分する。

一、法第一條第一號の營業(客席で客の接待をして客

に遊興又は飲食させる營業)

二、料理屋
主として洋風設備の客席を設けて營業するもの。

二、カフェ

主として和風設備の客席を設けて營業するもの。

三、飲食店

前各號に該當しないその他もの。

二、法第一條第二號の營業

(一) キヤバレー

飲食設備を併置して客にダンスをさせるもの。

(二) ダンスホール

飲食設備を設けず客にダンスをさせるもの。

(三) ダンス教授所

ダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの。

三、法第一條第三號の營業

(一) 遊技場

王突場、まあじやん屋、射的場等主として成年者
を対象として遊技をさせるもの。

(二) 遊戲所

バチンコその他主として兒童を対象として遊技を

第一條 法並びにこの條例に基き所轄公安委員会（以下

「公安委員会」という）に対して行う願届手續はすべて營業所（遊技場又は遊戲所であつて露店等で營業を行う者）は住所地、住所と營業所が公安委員会の管轄を異にする場合は主なる營業所）所在地の所轄警察署を経由しなければならない。

許可申請又は届出にあたり營業者が未成年者又は禁治産者であるときは法定代理人、準禁治産者であるときは保證人の連署を必要とする。

第三條 第一條の營業許可申請には次の事項を具し正副二通の書類を提出しなければならない。

一、營業者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、事務所の所在地、代表者の住所、氏名、生年月日及び定款の寫）

二、營業所の所在地（遊技場、遊戲所でその營業を露店等で行い、營業場所が一定しないときは主たる營業所）

させるもの。

三、營業の種別（遊技場又は遊戲所にあつてはその種類及び方法並に料金の徵收方法）

四、營業所の構造設備の概要並にその平面圖

五、名称又は屋號

六、入場定員（キヤバレー及びダンスホールに限る）

七、營業開始の予定期日

八、營業用家屋又は施設場所が他人の所有であるときはその承諾書又は許可證

第四條 前條の手續によつて許可を受けた營業者が、營業種別の変更（遊技場又は遊戲所にあつては遊技の種類の変更を含む）構造施設の増築、改築、隔壁の新設、又は撤去等をしうとするときは、前條の手續に準じて事前にその部分について許可を受けなければならぬ。

第五條 第三條第一號（營業の承繼を除く）第五號、第六號及び第七號の変更又は營業所所在地の番地名の改

正があつたときは五日以内に届け出なければならない。

第六條 營業者は營業のため使用人を雇傭しようとするときはその者の本籍、住所、氏名及び生年月日をあら

かじめ届け出なければならない。前項の使用人を解雇したときは五日以内に届け出なければならない。

第七條 營業を承繼しようとするときは關係事項を具し双方連署して願い出で許可を受けなければならない。

但し連署することができない特別の事情があるときはその理由を記入しなければならない。

第八條 營業者が廃業したときは本人から、死亡したときはその家族から廃業又は死亡後十日以内に届け出なければならない。

第九條 營業許可を受けた日から六ヶ月を経過しても開業せず又は特別の理由がなく六ヶ月以上休業したときは許可はその効力を失う。

第十條 營業者三ヶ月以上所在不明のときは廃業したもののとみなす。

第十一條 キヤバレー又はダンスホールがダンス教授所を兼ねる場合を除いては同一施設又は同一家屋内に一條各号の營業を併置することが出来ない。同一施設又は家屋内に旅館又は浴場營業を第一條各号の營業と

併置することが出来ない。

右各項の場合において善良な風俗を保持する上に支障がないと認められたときは許可することが出来る。

第二章 構造設備

第十二條 第一條各号の營業所は左の各号の條件を備えなければならない。

一、營業所内は外部から見透しきれないよう設備すること。（遊技場及び遊戲所はこの限りでない）

二、善良な風俗を保すような繪畫、廣告その他裝飾設備を設けないこと。

三、客室の照明は一年について十燭光以上の光度を有すること。

四、客室の照明を害し見透しを妨げるような植木、衝立又は引幕、カーテン等を設けないこと。

五、客用の浴室を設けないこと。但し料理屋にあつては客室専用のものでないとときはこの限りでない。

六、客室に就寝施設若しくは押入を設けないこと。但し終業後家族又は従業者の寝室として兼用するもの

で、公安委員会が風紀上支障ないと認めたときは、この限りでない。

第十三條 料理屋の構造設備は前條の外次の條件を備えなければならない。

附屬室にあつてはこの限りでない。

一、客室一室の面積は概ね三坪以上であること。但し

第十四條 カフェーの構造設備は第十二條各号の外次の各號の條件を備えなければならない。

一、客室一室の面積は五坪以上であること。但し營業所の各室が互に見透しできる場合又は客室が一室であつて風俗保持の上に支障がないときはこの限りではない。

二、客室が二室以上あるときは同一階層にある客室が互に見透しできるものであること。

第十五條 キャバレー、ダンスホールの構造設備は第十二條各號の外次の各號の條件を備えなければならない。

一、踊場の有効面積は概ね二十坪以上であること。

二、踊場と区劃した客用特別室を設けないこと。

第三章 導守事項

第十八條 第一條各號の營業者は次の各號の事項を守らなければならない。

一、營業名義を他人にかさないこと。

二、次に掲げる者を營業に從事させないこと。

1、身許が詳かでない者。但し公安委員会が承認した者はこの限りでない。

2 素行不良の者。

3 十八才未満の者。但し勞働基準法第五十六條に

當る者が直接客の接待をしない仕事に從事する時はこの限りでない。

三、營業所に別記第一號様式の從業者名簿を備へ付け

營業三日以内に所定事項を記入し、その記入事項に異動があつたときは速に訂正しておくこと。

四、營業所の店頭其の他見易い場所に別記第二號様式の標識を掲げること。

第十九條 第一條各號の營業者並びに從業者は次の事項を守らねばならない。

(一) 营業時間は日出より午後十一時(ダッシュ教授は午後九時)を過ぎないこと。但しあらかじめ公安委員会の承認を受けたときはこの限りでない。

(二) 異様の容装をしたり又はさせたりしないこと。

(三) 营業所で卑猥な行爲その風俗を害する行爲をし又はさせたりしないこと。

(四) 従業者よりどんな名儀でも金品を徵し又は從業者

の負担で特殊な容裝をさせないこと。

(五) 客引をしたり又はさせないこと。

(六) 營業所内に客を宿泊させなすこと。

(七) 營業所(遊戯所を除く)に十八才未満の者を入れないこと。但し保護者同伴のときはこの限りでない。

(八) 客より徵收する一切の料金(税額を明示)はすべて客の見易い場所に明示すること。

(九) 客室の照明は常に規定の光度を保つこと。

(十) 料理屋の外は營業所に婦女等遊藝人を招き又は斡旋しないこと。

第二十條 料理屋、カフェー及びキャバレーの營業者並びに從業者は前項の外次の事項を守らなければならない。

一、客の需めない飲食物を提供し又は提供させないこと。

二、賣上競走をし又はさせないこと。

三、遊戯所の營業者並びに從業者は第十九條の外次の事項。

を守らなければならぬ。

- 一、營業所で飲食したり又は飲食させないこと。
- 二、客に飲食物を提供し又は提供させないこと。但し湯茶の類はこの限りでない。

00722

第二十二條 ダンス教授所營業者並びに従業者は第十九條及び前條の外次の事項を守らなければならない。

- 一、蓄音器又はピアノ以外の樂器を使わないこと。
- 二、ダンス教師が附添指導しないで客相互にダンスをさせないこと。

三、營業所内の見易い場所に教授規則を掲示すること。

第二十三條 遊技場及び遊戯所の營業者並びに従業者は第十九條、第二十一條の外次の事項を守らなければならない。

- 一、著しく射撃心をそゝるような行爲をし又はさせなすこと。
- 二、理由なく客の入場又は遊技(戯)を拒み又は制限しないこと。
- 三、十八才未満の者に遊戯を勧誘し又は勧誘させない。

第二十七條 この條例は昭和二十三年九月一日からこれを施行する。

第二十八條 法の附則第二項に該当するものはこの條例第三條第一號乃至第六號の事項を記載した書面に、前に受けた許可證を添えこの條例施行の日から三十日以内に届け出て新許可證の交付を受けなければならない。

第二十九條 この條例施行の際現に風俗營業を營むる者は前條以外の者は昭和二十三年九月三十日迄にこの條例による許可を受けなければ爾後その營業を行うことができない。

第一號様式

従業の種別	本籍	氏名	生年月日	雇入及び解雇年月日
			昭和年月日	昭和年月日解雇

備考 従業の種別欄には仲居、女給、料理人、雇人等を記入のこと。

第二號様式

○○○(營業の種別)	屋號 又は
氏名	

備考 一、材料大きさ等適宜のものでよい。

二、營業の種別は料理屋營業、カフェー營業、ダンスホール營業、遊技場營業等具体的に標示す

ること。

◆鳥取縣條例第五十六號

昭和二十一年六月鳥取縣條例第十一號鳥取縣蘭檢定所手數料條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西尾愛治

備考 従業の種別欄には仲居、女給、料理人、雇人等を記入のこと。

- 四、競技会等を開くときはあらかじめ公安委員会の承認を受けること。

第四章 許可の制限

第二十四條 次の各號の一に相当するときは營業の許可を行わない。

一、營業場所が教会、寺院、學校、病院等に近接し善良の風俗を害する虞があると認められるとき。

二、營業設備が第十二條乃至第十七條に規定する構造設備を備えず不適當と認められるとき。

三、出願者が以前に風俗に関する法令に違反したことがあり營業者として不適當と認められるとき、及び風俗營業の禁止処分を受け二年を経過しないとき。

第五章 雜則

第二十五條 法第五條第二項の規定による聽聞の期日及び場所は所轄警察署の掲示板に公示する。

第二十六條 營業者が組合又は類似の團体を組織したときはその代表者から規約又は定款の寫そ添え届け出な

こと。

「三百円」に、第一號中「百円」を「三百五十円」に、
第三號中「二百円」を「三百円」に、第五號中「七十
五円」を「二百円」に、第六號中「十円」を「二十五
円」に改める。

附 則

この條例は昭和二十三年六月十五日からこれを適用する。

規 則

◆鳥取縣規則第四十九號

炭疽発予防のため家畜傳染病予防法第十六條の規定により當分の間左記地域を限り牛馬の出入又はその屍体若しくは病毒傳播の虞ある物品の運搬を禁止する。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

東伯郡成美、安田、赤崎町

附 則

この規則は八月二日より適用する。

告 示

◆鳥取縣告示第三百六十六號

肥料取締法第二條第一項の規定により次の者に石灰製造營業を免許した。

病名 頭數 畜類 発病月日 決定月日 発 生 地
炭疽 一 馬 八月二日 八月四日 東伯郡成美村字出上

◆鳥取縣告示第三百六十七號

昭和二十三年八月十五日現在において本縣内に住所を有する保健婦、助産婦、看護婦（準看護婦、看護人を含む）は昭和二十三年九月十五日までに次の様式による事項を

00725

（様式の二）保健所を經由し申告すること。

昭和二十三年八月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地	生年月日	助産婦申告書
現住所	免狀下付官府	
氏名	免許資格及び その取得年月日	
免狀番號	登錄資格及び その取得年月日	
勤務箇所	登錄番號 第 年月日	
現住所	登錄年月日	
氏名	登錄年月日	
免狀番號	登錄年月日	
勤務箇所	登錄年月日	

昭和二十三年鳥取縣告示第一號により申告する

右 氏 名

④

鳥取縣知事西尾愛治殿

昭和二十三年

月 日

（様式の二）助産婦名簿に登録済の者

本籍地	生年月日	助産婦申告書
現住所	免狀下付官府	
氏名	免許資格及び その取得年月日	
勤務箇所	登錄資格及び その取得年月日	
現住所	登錄年月日	
氏名	登錄年月日	
免狀番號	登錄年月日	
勤務箇所	登錄年月日	

（様式の三）看護婦の免許を有する者

昭和二十三年鳥取縣告示第一號により申告する

右 氏 名

④

鳥取縣知事西尾愛治殿

昭和二十三年

月 日

本籍地	生年月日	看護婦申告書
現住所	免狀番號 第 年月日	
氏名	看護婦免許資格及 びその取得年月日	
勤務箇所	看護婦業務不從事の別	

（様式の三）看護婦の免許を有する者

昭和二十三年鳥取縣告示第一號により申告する

右 氏 名

④

鳥取縣知事西尾愛治殿

昭和二十三年

月 日

（様式の二）助産婦名簿に登録済の者

00728

塔川 泰治、田淵 恒雄、生田 叶、吉田 光良、
 坪内 美代次、岡本 明、赤本 寿人、水上 實、
 北尾 篤、松嶋 公夫、下山 勝一、福島 正、
 尾崎 良充、福安 政綱、栗田 松夫、篠津 春雄、
 福井 好政、小林 修、中村 博信、森田 浩基、
 河原 淳允、磯江 清明、山崎 正人、坂本 廣、
 川村 民治、奥田 廣、水野 讓、前川 周男、
 山本重太郎、横川 逸夫、山根 茂、丸山 勉、
 西村 道雄、前田鶴久夫、吉川 英二、勝部 保夫、
 橋谷 茂男、長住 武義、木村 早苗、石川 登、
 高橋 御幸、竹本 愛、尾崎 時寛、中土居重寶、
 山本 重治、北村 泰、山根 光雄、桑田 博、
 民野小二郎、坂本 正義、寺谷三樹雄、藤原 武雄、
 谷口 駒雄、岸本 次郎、衣笠哲之介、西村 宗、
 森本 保、安住 潔、小屋谷利正、山本 範行、
 伊吹 利昭、田村 保芳、櫻田 孝義、長田 千穎、
 御古 宮雄、三村 德三

筆記試驗

昭和二十三年八月十日印刷
昭和二十三年八月十日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

發行者 鳥取縣公報局
編輯者 鳥取縣公報局
印刷者 鳥取縣公報局
販賣者 鳥取縣公報局
郵局 鳥取縣公報局
電話 鳥取縣公報局

五利江邦三、鈴木 義慶、木村 繁、谷本 正和、
 米村政太郎、杉本 克海